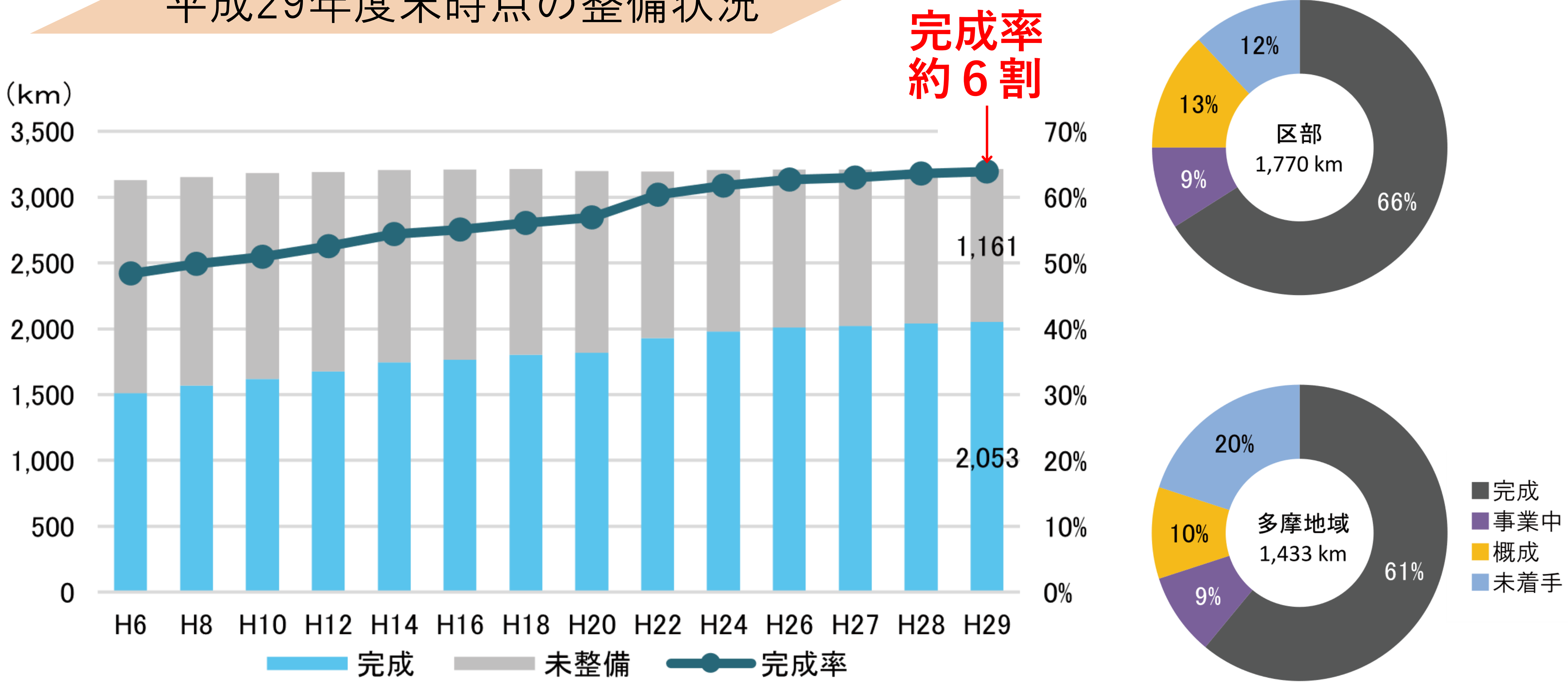


東京都市計画道路幹線街路
放射第24号線

都市計画変更素案の説明

都市計画道路の整備状況

平成29年度末時点の整備状況



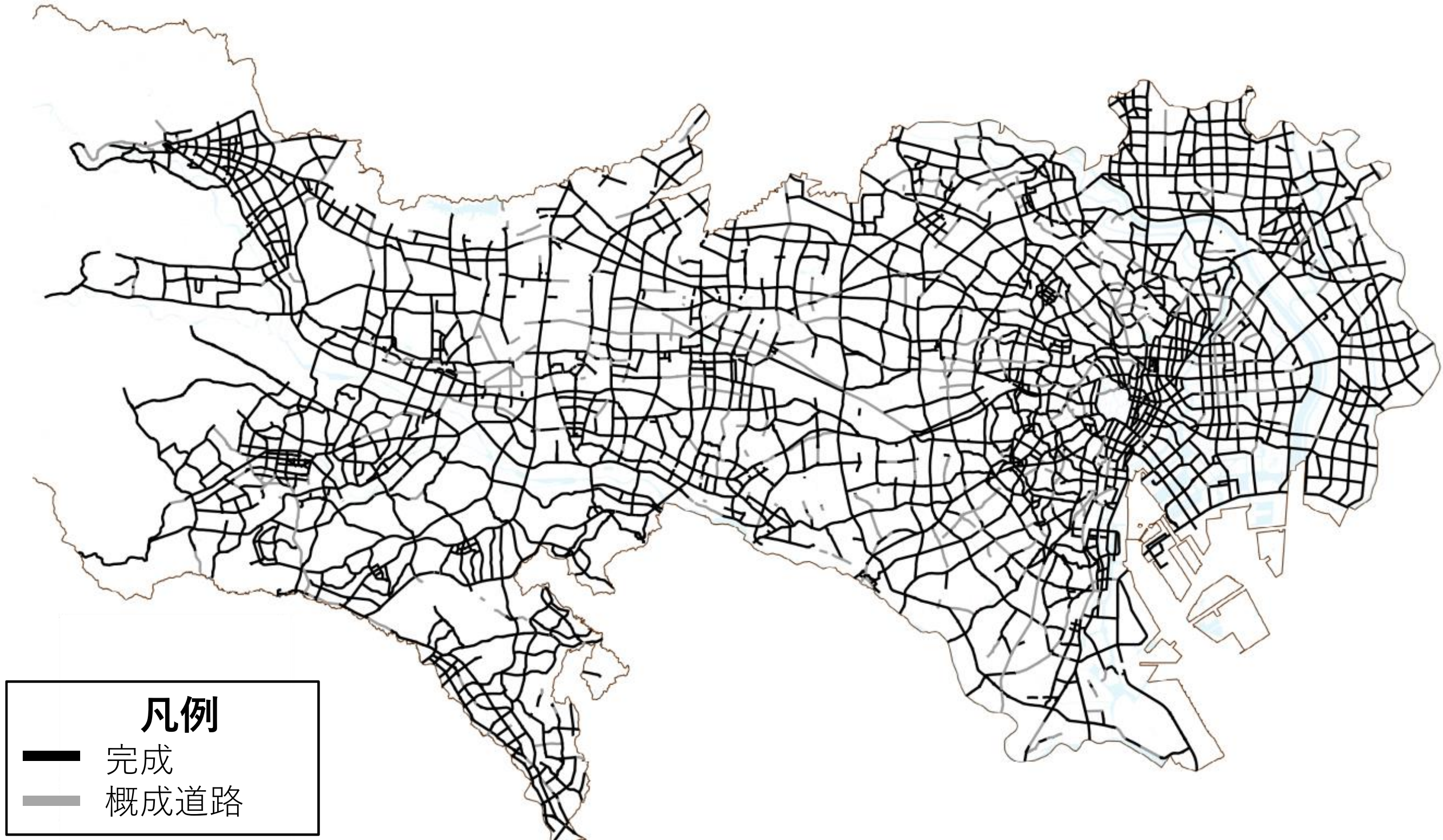
都市計画道路の整備推移
(平成29年度末時点)

都市計画道路の整備状況
(平成29年度末時点)

上図は、都市計画道路の整備の推移を示したものです。都市計画道路は、多様な機能を有する都市を形成する極めて重要な基盤施設です。
しかし、都内の都市計画道路の完成率は約6割程度であり、まだ多くの未整備の区間があります。

2040年代の都市計画道路

東京都では「都市づくりのグランドデザイン」を策定し、2040年代の目指すべき都市像やその実現に向けた取組の方向性を示しています。「都市づくりのグランドデザイン」の目標時期である2040年代には、都市計画道路の約8割が完成する時代を迎えることになります。



2040 年代の都市計画道路ネットワーク (想定)

都市計画道路の見直しの経緯

年	項目	見直し延長※	備考
昭和 56 年 平成元年	道路再検討 (第一次事業化計画)	約 24 km	区部：昭和 56 年 多摩地域：平成元年
平成 3 年 平成 8 年	第二次事業化計画	—	区部：平成 3 年 多摩地域：平成 8 年
平成 16 年 平成 18 年	整備方針 (第三次事業化計画)	約 6 km	区部：平成 16 年 多摩地域：平成 18 年
平成 28 年	整備方針 (第四次事業化計画)	約 5 km	区部及び多摩地域

○優先整備路線を選定し、計画的かつ効率的な整備を推進

※廃止または幅員の縮小



令和元年11月 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」策定

これまで、東京都と特別区及び26市2町は、都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、おおむね10年ごとに事業化計画を策定し、事業の推進に努めるととともに、適宜、都市計画道路の見直しや建築制限の緩和を行ってきました。

少子高齢化の進展など東京を取り巻く社会経済情勢や道路に対するニーズは、日々変化し、そして、多様化しています。

このため、都市計画道路の検証を行っていく必要があります。

こうしたことから、「整備すべきものは整備し、見直すべきものは見直す」との基本的な考えに基づき、第四次事業化計画により必要な都市計画道路の整備を着実に進める一方で、東京都と特別区及び26市2町は協働で、優先整備路線等を除く未着手の都市計画道路の検証を行い、令和元年11月に「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」を策定しました。

検討フロー

整備方針（第四次事業化計画）

必要性が確認された路線のうち
優先整備路線等として選定しなかった路線
（延長約535km）

東京における都市計画道路の
在り方に関する基本方針

新たな検証項目の設定

検証

計画の存続

計画の変更
（計画縮小・廃止）

必要に応じて、都市計画変更手続き

検証項目

○ 概成道路

○ 立体交差

○ 交差点拡幅部

○ 支線

○ 橋詰

○ 都市計画公園などとの重複

○ 事業実施済区間

○ 既存道路による代替可能性

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」においては、第四次事業化計画の将来都道ネットワークの検証を前提とした上で、都市計画道路の整備形態等に関する新たな検証項目を設けました。

この検証項目は、概成道路、立体交差、交差点拡幅部、事業実施済区間などの8項目であり、これらの項目により、計画内容を検証しました。

今回、都市計画変更素案をとりまとめた放射第24号線は「概成道路」として検証を行った路線です。

概成道路について

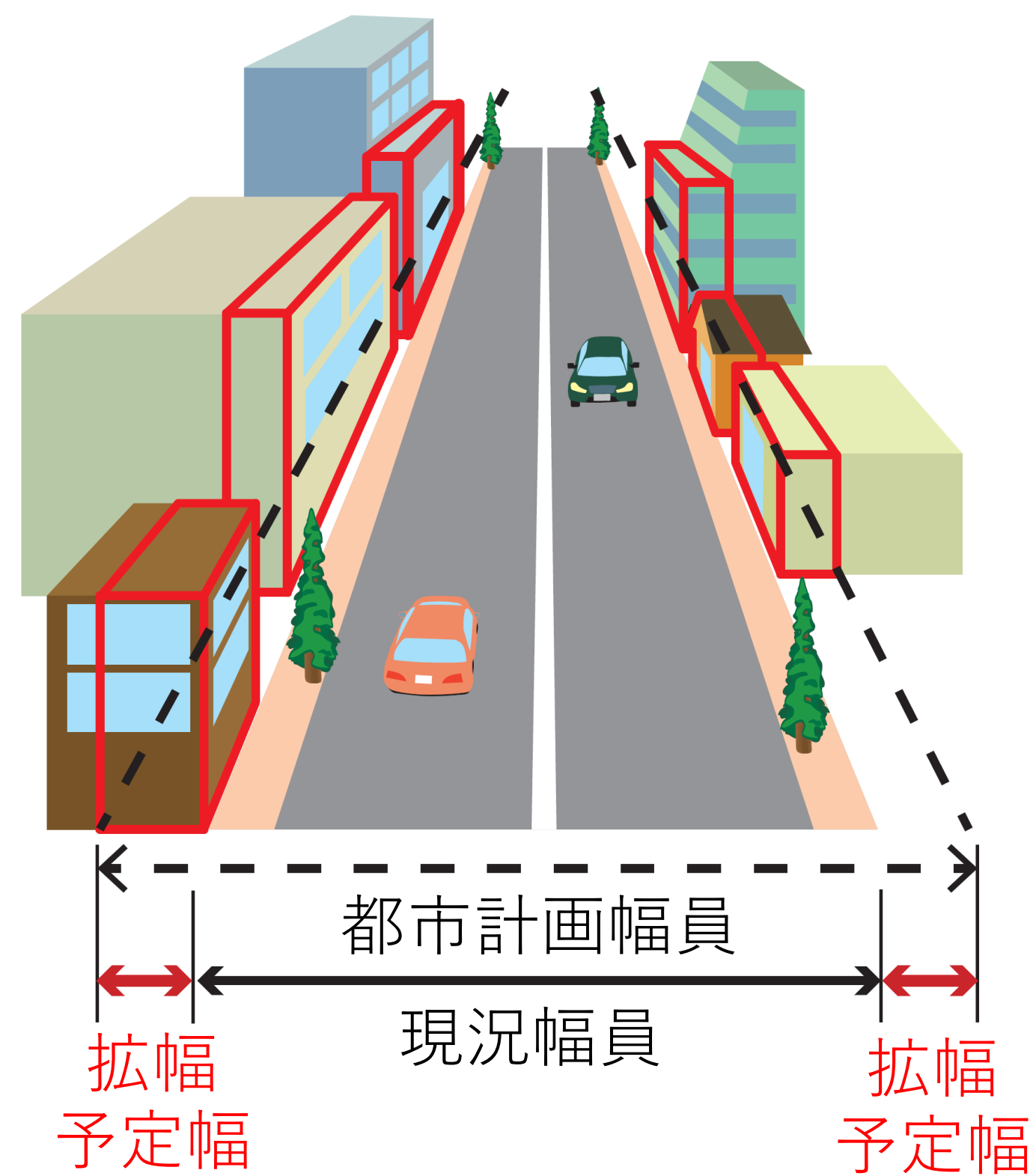
概成道路（区部の場合）とは…

都市計画幅員までは都市計画道路が完成していないが、現道がある程度の幅員を満たす道路のことです。

<区部の場合>

計画幅員15m以上の場合・・・現況幅員が計画の60%以上
又は18m以上の道路

計画幅員15m未満の場合・・・現況幅員が8 m以上の道路



概成道路となっている区間を対象とし、都市計画道路に求められる機能に着目し、道路の基準に当てはめ、地域の実情に応じて評価を行いました。これらを踏まえ、現道に合わせて都市計画変更するかを検証しました。

検証方法

下記の1)の条件を満たし、2)～3)のうち、いずれかの条件を満たす場合は**計画の変更（現道合わせ）**とする。

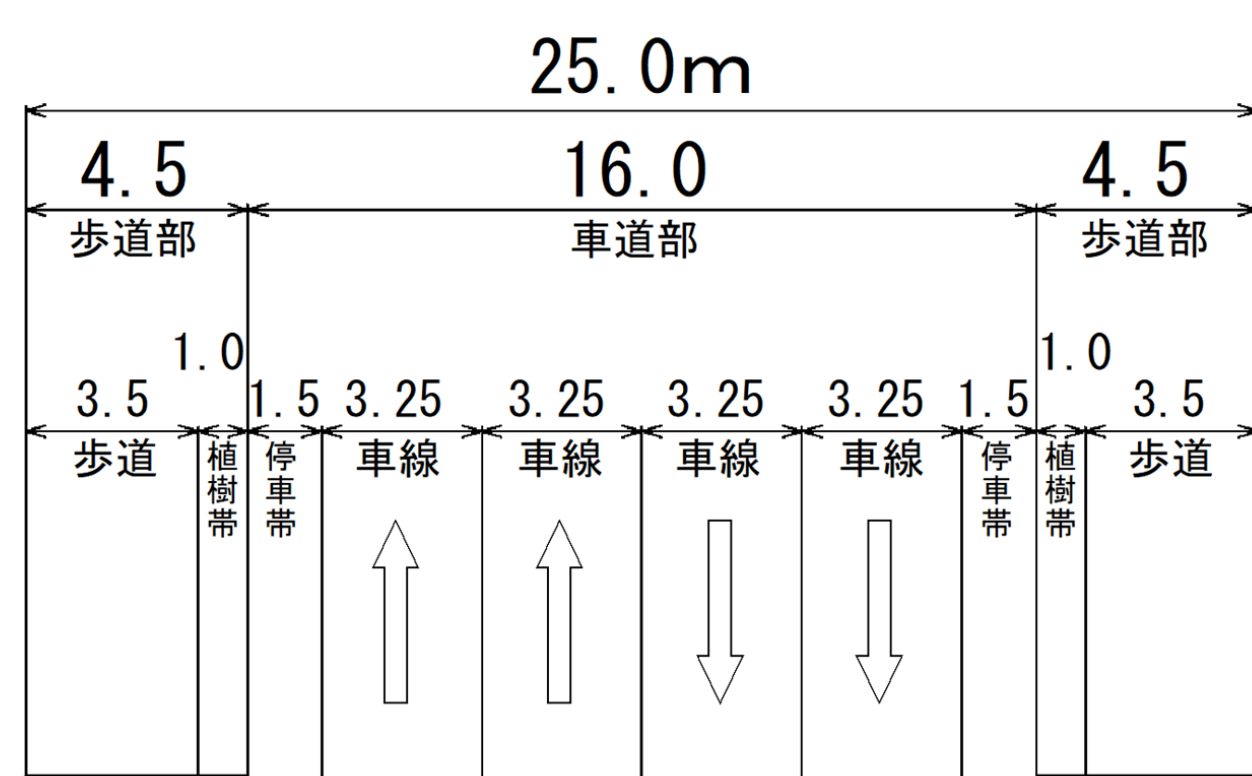
- 1) 歩道部と車道部を合わせた現道の総幅員が評価幅員以上
- 2) 歩道部及び車道部のそれぞれの現道幅員が評価幅員以上
- 3) 歩道部の現道幅員が評価幅員以下でも、車道部幅員を歩道幅員に配分することで歩道部及び車道部のそれぞれの現道幅員が評価幅員以上

検証結果

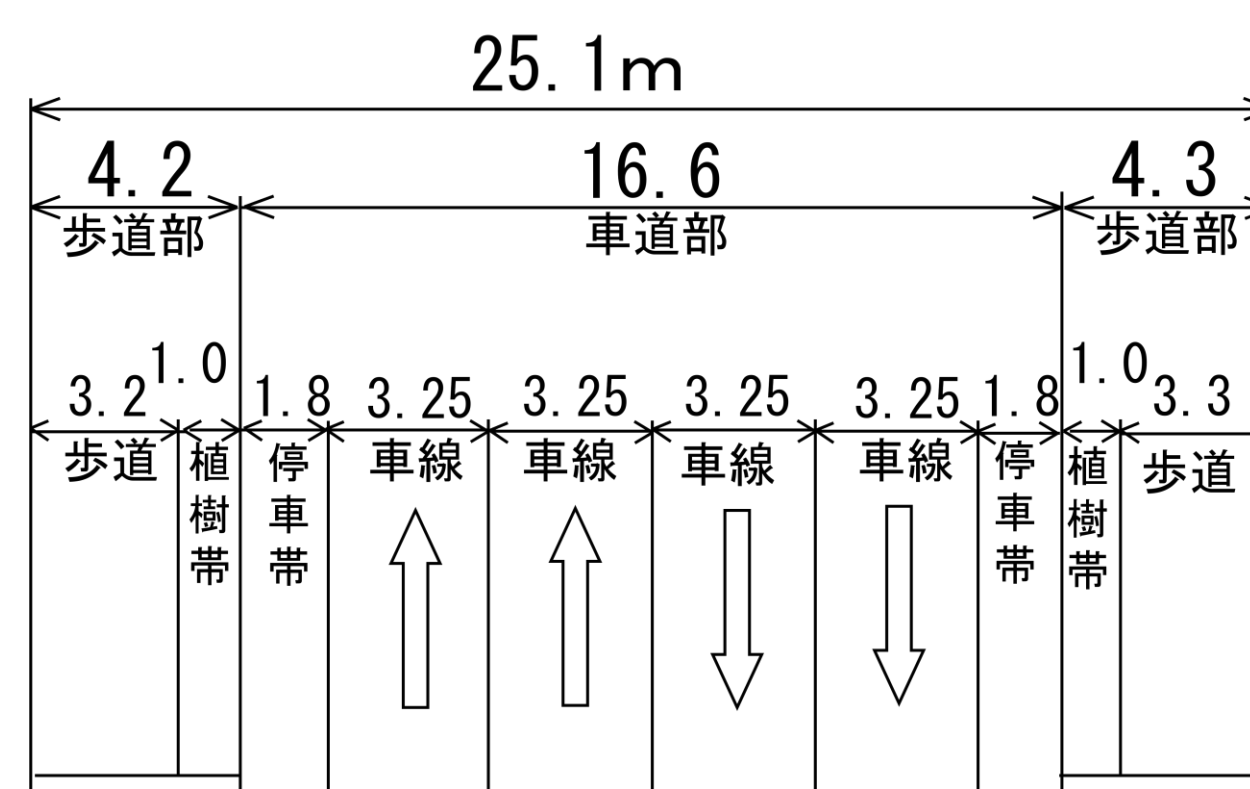
放射第24号線については、下記の評価となりました。

- 1) 歩道部と車道部を合わせた現道の総幅員が評価幅員以上
(総幅員の評価幅員を25mに設定)
- 3) 歩道部の現道幅員が評価幅員以下でも、車道部幅員を歩道幅員に配分することで歩道部及び車道部のそれぞれの現道幅員が評価幅員以上
(評価幅員を歩道部4.5m、車道部16.0mに設定)

計画の変更（現道合わせ）とする区間に選定



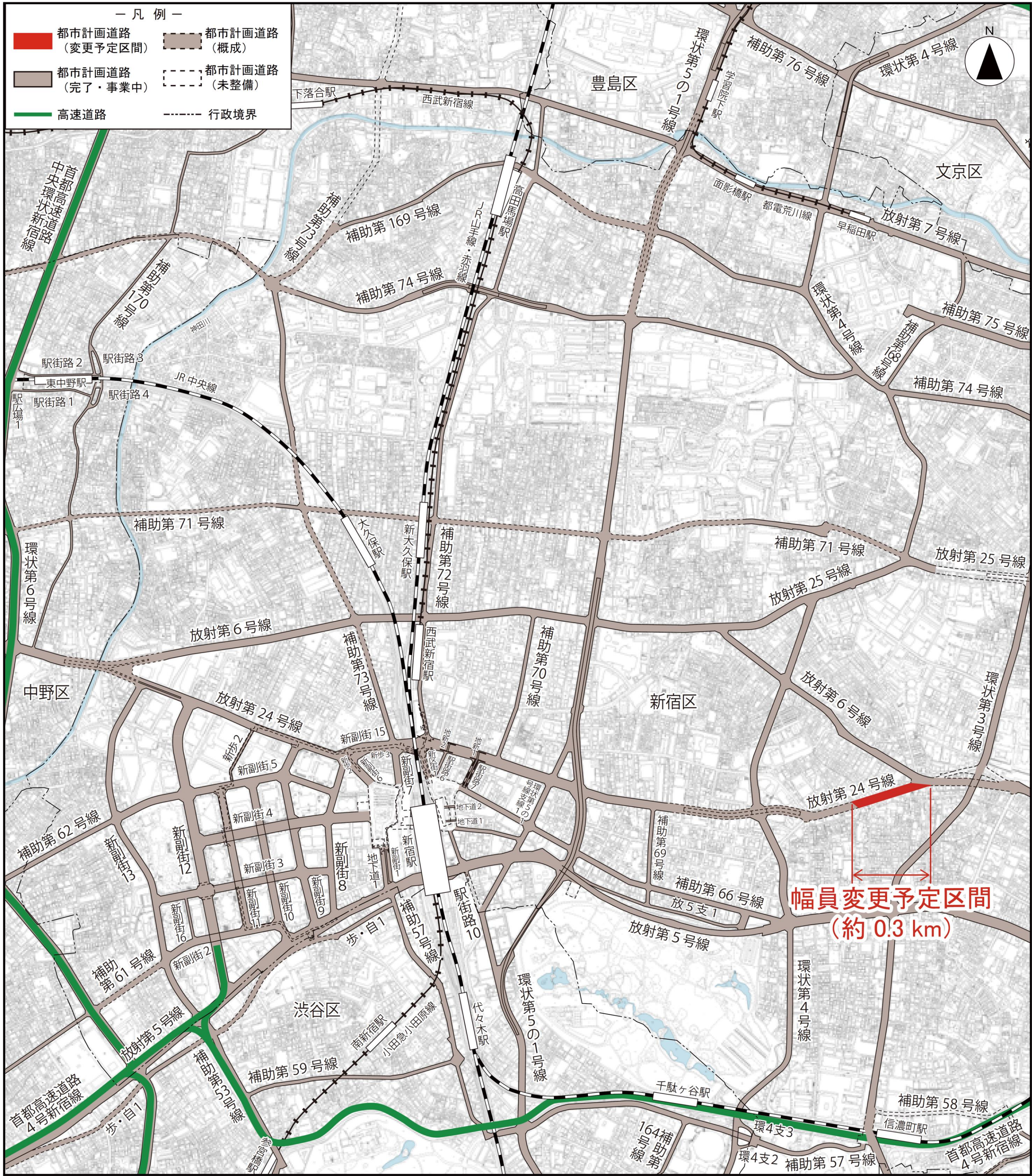
往復4車線道路の評価幅員の構成
(歩行者交通量が多い場合)



現道の幅員の構成

放射第24号線の変更概要について

位置図（放射第24号線）



都市計画の変更を予定している区間は、赤色で表示した区間です。
放射第24号線は、新宿区住吉町から新宿区歌舞伎町一丁目を経由して、新宿区西新宿五丁目に至る延長約3,200mの都市計画道路です。

都市計画変更の概要

○東京都市計画道路幹線街路放射第24号線については、新宿区住吉町から新宿区富久町の幅員の変更を行います。

幅員変更区間	起点	新宿区住吉町
	終点	新宿区富久町
	延長	約 270m
	幅員	30m → 25～27m

今後の手続きの流れ

都市計画変更素案の説明

都市計画変更案の作成

都市計画変更案の公告・縦覧

関係区市町村の住民
及び利害関係人の意見書

関係区市町村の意見

都市計画審議会

都市計画決定・告示

本日の都市計画変更素案の説明は、この図の赤く塗られている部分になります。

本日、皆様からいただいたご意見などを踏まえ、都市計画変更案を作成し、都市計画変更案の公告・縦覧を行います。

この公告・縦覧を行っている間、都市計画法の規定に基づき、住民の皆様や関係人の皆様は意見書の提出を行うことができます。

その後、東京都都市計画審議会において審議され、その議決を経て、都市計画決定となります。